

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和7年第1回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 西銘多紀子議員、5番 伊佐園恵議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案の上程に入ります。

日程第3. 議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市

町村の職員給与等の改定状況を踏まえた上の改正となります。今回の改正は、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げることにより、年間支給割合を4.5月から4.6月とするものです。また、定年前再任用短時間勤務職員についても、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げることで、年間支給割合は2.35月から2.4月となります。また、民間給与との格差を解消するため、令和5年度と同様に初任給をはじめ若年層に特に重点を置いた給料月額の引上げによる給料表の改正となります。これは給料月額を3,300円から2万6,300円の幅で全ての職務の級及び号給において引き上げる改正で、全体での平均改定率は3.0%となり、令和6年4月1日に遡っての適用となります。

なお、第1条では12月期支給分の職員に係る期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げる改正、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げる改正及び行政職給料表の改正、第2条で令和7年度以降の職員に係る期末・勤勉手当の支給について、6月期・12月期ともに各手当0.025月引き上げる改正及び定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当の支給について、6月期・12月期ともに各手当0.0125月引き上げる改正となります。

附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。また、会計年度任用職員については、南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により、正職員の給与を準用することとなっていることから、この改正により正職員と同様に給料月額の引上げ及び期末・勤勉手当の年間支給割合が4.6月となります。なお、資料2に各職種においての現行、令和6年度の改正後、令和7年度以降の期末・勤勉手当のそれぞれの支給期における支給割合を記載した資料、また資料3として給料表の改正額の職務の級、各号給の改正額の一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上が議案第1号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第1号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、令和6年度以降の期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を3.4月から3.45月とするものです。

なお、第1条は、令和6年度12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改正、第2条は、令和7年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を各0.025月引き上げし、合算で0.05月引き上げる改正となります。

附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。また、下記の表に現行、令和6年度の改正後、令和7年度以降の各期別の支給割合の一覧表を掲載しております

でお目通しをお願いします。以上が議案第2号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第2号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第3号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第3号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第3号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第3号 南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正については、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、令和6年度以降の期末手当の支給割合を0.05月引き上げることにより、年間支給割合を3.4月か

ら3.45月とするものです。

なお、第1条は、令和6年度12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げる改正、第2条は、令和7年度以降の6月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を各0.025月引上げし、合算で0.05月引き上げる改正となります。

附則については、第1条、第2条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。また、下記の表に現行、令和6年度の改正後、令和7年度以降の各期の支給割合を記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第3号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第3号 南風原町議會議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号）

日程第7. 議案第5号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第8. 議案第6号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第9. 議案第7号 令和6年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第10. 議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号）、日程第7. 議案第5号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第8. 議案第6号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第9. 議案第7号 令和6年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第10. 議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号） 令和6年度南風原町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

続きまして、議案第5号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 令和6年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

続きまして、議案第6号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 令和6年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるります。

続きまして、議案第7号 令和6年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）（総則）第1条 令和6年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるります。

議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） 令和6年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるります。その内容等については担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平暢君 それでは議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号）から議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）までを一括して概要説明いたします。

まず、議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号）の2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、給与条例等の改正に伴い、各会計において補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1億7,565万9,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は194億5,591万9,000円となります。

では、歳入について説明いたします。7ページをお願いいたします。18款1項1目、財政調整基金繰入金

1億7,565万9,000円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は20億3,370万6,000円となります。

引き続き、歳出について説明いたします。8ページ、1款1項1目、議会費から、41ページ、10款6項2目、共同調理場運営費までの各款項目の1節から4節までの補正増額は、今回の条例改正に伴う議員、特別職及び一般職員の給与費等の増によるものです。

15ページの3款1項1目27節、繰出金217万5,000円、16ページの3款1項2目27節、繰出金78万7,000円、31ページの8款4項1目18節、負担金、補助及び交付金225万5,000円、同27節、繰出金146万9,000円は、今回の条例改正に伴う4つの特別会計等に属する職員分の給与費等の繰出金となっています。

42ページから49ページは、今回の補正予算に係る給与費明細書です。以後の各特別会計等についても同様に添付しております。

続いて、議案第5号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明します。6ページの一般会計繰入金217万5,000円及び7ページの歳入欠陥補填収入420万3,000円の増は、条例改正による職員給与費等を補正するもので8ページ以降の歳出に同額を計上しております。

同様に、一般会計からの職員給与費等分の繰入金として、議案第6号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）においては78万7,000円の増、議案第7号 令和6年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）においては225万5,000円の増、議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）においては146万9,000円増し、それぞれ歳出に同額を計上しております。以上が議案第4号から議案第8号までの概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案第4号から議案第8号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第4号から議案第8号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第4

号から議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第4号 令和6年度南風原町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。した

がって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時24分）